

第 85 号 議 案

県民ボランティア活動支援センター条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 5 年 11 月 27 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

県民ボランティア活動支援センター条例の一部を改正する条例

県民ボランティア活動支援センター条例（平成12年長崎県条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(開館時間)</p> <p>第 8 条 支援センターの開館時間は、午前 9 時から<u>午後 9 時まで</u>（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては、午前 9 時から<u>午後 6 時まで</u>）とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、これを変更することができる。</p>	<p>(開館時間)</p> <p>第 8 条 支援センターの開館時間は、午前 9 時から<u>午後10時まで</u>（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては、午前 9 時から<u>午後 5 時まで</u>）とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、これを変更することができる。</p>

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

県民ボランティア活動支援センターの開館時間に関する規定について、安定した施設運営及び利用者の利便性向上のために、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。